

第7節 商務情報政策局	321
情報政策	321
1. 主要産業・政策に関する主な動き	321
1. 1. 2012年度の情報政策に関する主な動き（総論）	321
1. 2. 情報サービス・ソフトウェア産業	321
1. 3. 情報通信機器産業	321
1. 4. 情報セキュリティ政策	322
2. 個別施策に関する主な動き	323
2. 1. 低炭素型雇用創出産業の国内立地推進	323
2. 2. 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業	324
2. 3. 環境問題への対応	324
2. 4. 電子政府の実現に向けて	325
2. 5. 地理空間情報の利活用の促進	326
2. 6. クラウドコンピューティングの普及・促進の取組	327
2. 7. 組込みソフトウェアの品質向上	328
2. 8. スマートコミュニティの普及促進	328
2. 9. IT・データの利活用の推進	329
2. 10. インターネット環境の整備	329
2. 11. 国際関係の取組	330
サービス産業政策	332
1. 主要産業・政策に関する主な動き	332
1. 1. サービス産業	332
1. 2. ヘルスケア・医療機器産業	333
クールジャパン政策	335
1. 主要産業・施策に関する主な動き	335
1. 1. クールジャパン政策	335
1. 2. コンテンツ産業	336
1. 3. 日用品産業	340
1. 4. 伝統的工芸品産業	341
2. 個別政策に関する主な動き	342
2. 1. 観光・集客関連産業	342

第7節 商務情報政策局

情報政策

1. 主要産業・政策に関する主な動き

1. 1. 2012 年度の情報政策に関する主な動き（総論）

情報政策の分野において 2012 年度は、IT の利活用や電子政府の実現といった分野において政府全体の戦略が大きく動いた年であった。

昨今では大量かつ多様なデータの取得が可能となり、こうした膨大なデータを活用し、新サービス創出、付加価値向上につなげることの重要性は高い。このような状況の中、7 月に閣議決定された「日本再生戦略」において、新産業・新市場の創出に資する分野の一つとして科学技術イノベーション・情報通信戦略が設定された。具体的な取り組みとして IT の徹底的活用（ビッグデータの利活用、IT を媒介とした異分野産業の結びつきによる新ビジネス創出（異分野融合））が定められている。

また、行政の透明性や信頼性の向上、業務の効率化、国民のニーズや価値観の多様化への対応が高まるなか、行政分野における IT 活用の重要性も高まっている。高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT 戦略本部と記載）では「電子行政オープンデータ戦略」が決定され、今後この戦略に基づき、公共データの活用促進に取り組むための具体的な施策に速やかに着手することとした。

各主要分野・個別政策における経済産業省の取組については続いて以下に記述する。

1. 2. 情報サービス・ソフトウェア産業

情報サービス・ソフトウェア産業は、情報システムやソフトウェアの開発、提供、運用保守、それらに附随するサービスを提供する産業であり、年間売上高約 20 兆円、従業員数約 90 万人、事業所数約 2 万社の非常に大きな産業である。

2012 年度は、リーマン・ショックや東日本大震災で中断、先送りされた IT 投資が製造業を中心に回復しプラス成長となった。また、ビッグデータ元年と言われるほど、ビッグデータを活用した様々な革新的なサービスの提供がみられた年となった。近年の IT の進歩により、あらゆる企業、業界がビッグデータを活用できる時代になりつつあり、ビッグデータはその利活用により、社会やビジネスに大きな進展をもたらすと期待されている。

1. 3. 情報通信機器産業

情報通信機器産業は、テレビ、パソコン、通信端末、DVD、コンピュータ、複写機、電子部品、半導体、センサーなど幅広い分野にわたっており、生産総額は機械工業全体のうちの 1 割強を占める我が国を代表する産業である。この産業は主に、薄型テレビ等の家電、パソコン、通信端末などの製品から半導体などの部品・デバイスを幅広く生産する総合電機メーカーと、電子部品など得意分野に特化した専門メーカー等によって構成される。

近年、日本の情報通信機器産業は、リーマンショックに端を発し、東日本大震災やタイでの洪水、欧州金融危機等を立て続けに経験。従前から同産業の競争力を蝕んできた六重苦に加え、日系企業が競合他社との競争する上での事業環境を更に悪化させた。2011 年 3 月に発生した東日本大震災により、多くの工場が被災し、中でも電子部品、電子材料や半導体工場の被災によるサプライチェーンの寸断は、自動車や電子機器の生産にも影響を与えた。復旧は当初の予想を上回るスピードで行われ国内生産体制は急速に回復したものの、2011 年 7 月の地上デジタル放送完全移行後の反動で薄型テレビの生産は大きく減少し、更に歴史的な円高の継続が痛手となり電子部品・デバイスの輸出の回復が遅れた。加えて欧州債務問題からの海外経済減速、2011 年 10 月のタイでの洪水が影響し、国内生産回復の足取りは鈍化した。

同時に、世界では、製品のデジタル化やモジュール化が進むにつれて、製品サイクルが早くなるとともに。部品・部材から製品までの工程を、それぞれの得意技術を有する企業が分担する「水平分業型ビジネスモデル」が新たなビジネスモデルとして急激に台頭した。そのため、従来日系企業の競争力の源泉であった、部品・部材から製品までの工程を、企業がグループ内で連携することで競争力を強める「垂直統合型ビジネスモデル」の優位性が薄れている。こういった背景から成長市場を巡って韓国・中国・台湾企業等との競争がより一層激化しており、薄型テレビ、太陽好パネル、半導体等、コモディティ化が進む製品を中心に単価が下落し、収益性が悪化した。

こうした厳しい市況環境を踏まえ、各社は事業構造改革に着手し、組織再編や生産拠点の集約を行う等、体質強化に向けた取り組みを推進した。結果として各社の売上は減

少傾向であったが、一部の企業においては、増益となるなど、事業構造改革の成果が見られ始めた。

1. 4. 情報セキュリティ政策

現在、我が国の社会経済活動はITに大きく依存しており、産業競争力向上の観点からも、今後ITの利活用が重要な役割を果たしていくものと考えられる。しかし、昨今は政府や企業等を狙ったサイバー攻撃が増加しており、我が国の安全及び経済活動が脅かされている。このような状況に対し、経済産業省は内閣官房情報セキュリティセンター及び関係府省庁と連携しつつ対応を行っている。

(1) サイバー情報共有イニシアティブ (J-CSIP)

従来のサイバー攻撃は、不特定多数のユーザにマルウェアを大量配布する方法が多かったが、近年は、特定の企業・組織等を狙ってマルウェアに感染させる標的型サイバー攻撃が多く、我が国では2010年から2012年の2年間で2倍に増えている。そこで、標的型サイバー攻撃を受けた際、同様の攻撃による被害の拡大防止及び未然防止を図るため、2011年10月に、重要インフラ等で利用される機器の製造業者を中心に情報共有を行う枠組みである「サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP=ジェイシップ)」を(独)情報処理推進機構をハブとして立ち上げ、2012年4月より本格運用を開始。電力、ガス、石油、化学分野の団体、事業者も参画して、標的型サイバー攻撃に関する情報共有を実施した。

(2) 制御システムの安全性確保

ここ数年、発電プラントなどの重要インフラ等を支える制御システムは、外部ネットワークとの接続や制御システムに使用されるOSの共通化が進行しており、サイバー攻撃の脅威が現実化している。また、ネットワークに繋がってなくてもサイバー攻撃の脅威は存在しており、2010年9月には、イランの核濃縮施設が「Stuxnet(スタックスネット)」と呼ばれるコンピュータウイルスにUSBメモリ経由で感染、稼働が停止した事案が発生している。我が国においても、電力やガス、水道といった国民生活及び企業活動を支える重要インフラ施設がサイバー攻撃を受けた場合、社会的影響は計り知れない。

そこで、2011年10月に「制御システムセキュリティ検

討タスクフォース」を設置し、制御システムのセキュリティ強化に向けた諸課題の検討を行った。その検討結果を踏まえ、民間事業者等からなる「技術研究組合 制御システムセキュリティセンター」を支援し、制御システムの安全性を検証するセキュリティ検証施設(テストベッド)の構築を開始した。今後は本検証施設を活用し、高セキュア化技術やシステム安全性評価・認証手法等の研究開発を日米協力のもと進める予定である。

(3) 情報セキュリティに関する攻撃・事故等への対応

情報セキュリティに係る被害を未然に防止するとともに被害が発生した場合にその被害の拡大を抑制するため、(独)情報処理推進機構及び一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターを中心に、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等の届出制度の運用、コンピュータウイルスに関する調査分析、不正アクセス行為等への対策、ネットワーク・トラフィック状況のリアルタイムでの観測・監視(インターネット定点観測)を引き続き実施した。また、経済社会の変化に的確に対応していくため、国内外のデータや研究結果を収集等し、情報セキュリティ問題に係る要因分析、今後の対応を検討・実施等を行うための体制を整備した。

なお、情報セキュリティ問題は国境を越えて発生するものであることから、海外の関係諸機関(米国CERT/CC等のコンピュータセキュリティインシデント対応機関)との連携強化のための取組も行った。

(4) 情報セキュリティ人材の育成・普及啓発

昨今の高度化・多様化している情報セキュリティ上の脅威に対応するには、情報セキュリティに精通した優秀な人材が必要であるが、現在、そういった人材の数及びスキルの双方が我が国において不足していると指摘されている。そこで、学生などの若手人材の発掘・育成の観点から、セキュリティキャンプを開催し、倫理面も含めた正しい情報セキュリティ技術と最新のノウハウを第一線の技術者から学べるようなカリキュラムを組み、若手層の育成を実施した。2012年2月からは民間企業から構成される「セキュリティ・キャンプ実施協議会」が設立され、経済産業省としても本協議会と引き続き連携し、セキュリティキャンプを産学官オールジャパンによる若年層セキュリティ人

材の発掘・育成の場として推進していく。

他方、利用者におけるコンピュータウイルス、不正アクセス行為、フィッシング等の被害を防止するため、インターネット利用者に対して、情報セキュリティに関する正しい知識を醸成し、適切な対応を促すための普及広報活動として、インターネット安全教室を全国 150 か所で開催し、9,049 人が参加した。また、大企業と比べ、情報セキュリティ対策が遅れがちな中小企業に対して、実践的な対策を指導できる指導者を育成するためのセミナーを全国各地で 23 回開催し、1,028 人が参加した。

(5) 技術的・組織的な情報セキュリティ対策の推進

我が国の経済社会活動・安全保障に密接に関連する情報セキュリティを適切に確保するためには、暗号技術を始めとした技術的な対策も不可欠である。また、企業における情報セキュリティに関する事件・事故は、内部要因（内部からの情報漏洩等）によるものも多いことを踏まえれば、組織的な対策についても不可欠である。このため、技術的対策と組織的対策の両輪による総合的な情報セキュリティ対策を推進した。

具体的には、技術面での情報セキュリティ対策を推進するため、独立行政法人情報処理推進機構を通じて、IT 製品の安全性について国際標準（ISO/IEC15408）に従って評価する IT セキュリティ評価及び認証制度を運営し、40 件の製品の認証を行うとともに、金融や交通等、生活の様々な場において用いられている IC カードのセキュリティについて、機器間相互認証に用いる LSI チップのセキュリティ対策に関する研究開発を開始した。また、暗号技術検討会（CRYPTREC）にて電子政府推奨暗号の安全性についての検討を継続して行い、電子政府推奨暗号リストの改定を行った。さらに、長期的な視点に立った情報セキュリティに係る根本的な問題解決等を図るための研究開発等を実施した。

一方、組織面での情報セキュリティ対策を推進するため、情報資産を対象としたリスクのマネジメント実施状況の有効性を評価する情報セキュリティ監査制度の利用促進のための取組を行った。さらに、クラウドサービスを安全に安心して利用するために「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」を策定し、2011 年 4 月 1 日に公表した。また、本ガイドラインの 2014

年国際標準化に向けた取組も勧めている。

2. 個別政策に関する主な動き

2. 1. 低炭素型雇用創出産業の国内立地推進

(1) 経緯

我が国企業の設備投資の低迷が工場立地を減少させ、すそ野を担う中小企業にも影響を与えている。更には急激な円高の影響が日本企業の海外流出を加速させ、雇用確保及び立地競争力への危機感を高めている。

このような状況下において、2009 年 12 月に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、本対策実施のため、将来の成長が見込まれるリチウムイオン電池や LED 照明などの低炭素型産業の国内立地を支援し、グリーン雇用を創出する観点から民間企業の設備投資を支援する「低炭素型雇用創出産業立地推進事業」を 2009 年度第 2 次補正予算で 297 億円を実施計上した。さらに、強い経済を実現し、新たな需要と雇用の創造をはかる成長分野を戦略的に推進するとともに国内立地の推進を図り、国内での雇用の確保や空洞化対策を引き続き実施していくために、2010 年 6 月に「新成長戦略」、8 月に「日本国内投資促進プログラム」が策定され、続く 9 月に策定された「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」の中でも低炭素型雇用創出産業の国内立地を推進することが盛り込まれた。ことを受け、平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費において「低炭素型雇用創出産業立地推進事業」を約 1,100 億円計上し、事業を実施している。

これに続き、新成長戦略を本格実施し、国内での工場立地の促進、低炭素型産業の成長を図るため、「革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業」を 2011 年度予算にて約 71.4 億円を計上、2012 年度にて 70.8 億円を計上し、事業を実施することになったものである。

(2) 概要

2011、2012 年度事業は、革新的な技術を活用することにより、大きな CO₂削減効果が期待できる世界最先端レベルの低炭素製品に関する生産技術確立するために必要な国内での設備投資（製品又は部材の 1 号ラインの設置にかかるもの）に対して、費用の 1/2 以内（中小企業）、又は、1/3 以内（中小企業以外）の補助率で支援を実施行うものである。2012 年度においては本事業には全国か

ら 4851 件の応募があり、2011 年 8 月に 2232 件の事業を採択した。

2. 2. 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業

(1) 経緯

我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、製造業を中心に企業マインドは慎重であり、設備投資が弱い動きとなっている。特に製造業は、円高、新興国の台頭等により、厳しい競争圧力にさらされており、「空洞化」の懸念が高まっている。

このような状況の中、2013 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、円高やエネルギー制約を克服する観点から、産業競争力強化・空洞化防止に向け、最新設備等の導入を支援するため、設備投資に係る費用の一部を補助する「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業」を平成 24 年度補正予算で 2,000 億円計上し、事業を実施している。

(2) 概要

大幅に資源生産性の改善が見込まれる事業計画又は、コア部品・素材の生産拡大が見込まれる事業計画に必要な先端生産設備の導入に対して、費用の 1/2 以内（中小企業）、又は、1/3 以内（中小企業以外）の補助率で支援を行うものである。

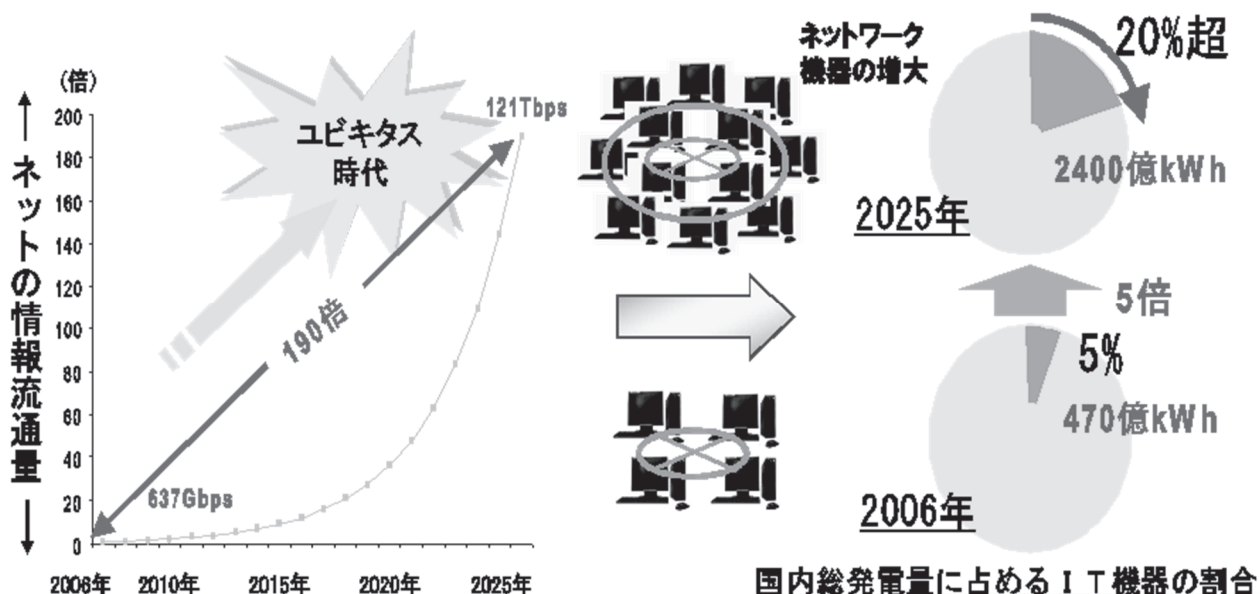
2. 3. 環境問題への対応

地球温暖化問題は世界全体で取り組むべき最重要課題

となる中、革新的材料・製造技術を始めとする産業分野、太陽電池技術などの発電・送電分野、高度道路交通システム（ITS）など運輸分野、そしてパワーエレクトロニクスなど多部門横断的な分野にわたって重要技術の基盤を支えるのが、IT・エレクトロニクス技術である。IT・エレクトロニクス技術はこれまでに、家電などの省エネ化に大きな成果を上げてきたが、加えて今後は、IT の高度活用によって産業活動や家庭のエネルギー効率を向上させ、社会全体の低炭素化を実現させていく役割が期待されている。

一方で IT 利用の世界的拡大に伴い、IT 機器による消費電力増大の問題も深刻化すると考えられる。インターネット上に流れる情報量は、日本だけでも 2025 年に 2006 年の 200 倍に膨らみ、IT 機器の消費電力の総量は 5 倍に増大するという推定もある。

こうした背景を踏まえて、2007 年 12 月に、経済産業省が提唱した「グリーン IT イニシアティブ」の下、2008 年 2 月には、「グリーン IT 推進協議会」が社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）を中心に設立され、政府や大学とも幅広く連携して、グリーン IT の具体的施策に取り組んでいる。経済産業省では、半導体、ディスプレイ等の IT 機器の省エネ化を更に加速させるとともに、新しい情報化社会における、抜本的な省エネ技術の開発を進めている。特に 2008 年度にスタートした、サーバ、ネットワーク機器等の各装置の抜本的省エネ化等を進める「グリーン IT プロジェクト」（2012 年度予算額 16 億円）や、半導体の高集積化（小型化）、高速化、低消費電力化を同時に達成するため、短波長光（極端紫外線）を用いた半導



体微細化技術と低電圧化技術を開発する「次世代型低消費電力デバイス開発プロジェクト」（2012 年度予算額 26 億円）等の革新的な省エネ技術の開発を促進した。また、我が国企業は製造プロセスの省エネ化だけではなく、設計、調達、物流、リサイクルといったサプライチェーン全体で環境貢献活動を推進しており、海外企業にはない強みを持っている。その中でも特に、IT 企業は生産性向上や環境負荷低減に資する製品・サービス（省エネ型機器や、企業の省エネにつながる IT サービスなど）の提供を通じて、社会全体の環境負荷低減に貢献していると考えられる。そのため、IT 機器における省エネ貢献量の算定方法の検討や、IT ソリューションやサービスによる省エネ貢献量の算定方法の検討、それらによる最新の市場データ、海外関連機関の動向の収集や他業界との意見交換を行った。

また、グリーン IT は全世界にわたるテーマであり、国際連携が重要である。グリーン IT 推進協議会に海外企業が参加するとともに、さらなる国際展開・国際連携に向けて海外関係機関との連携を強化すべく、2008 年 5 月には「グリーン IT 国際シンポジウム」を開催し、グリーン IT 推進協議会と米国関連団体（The Green Grid, Climate Savers Computing Initiative, Digital Energy Solutions Campaign）が今後の相互協力を盛り込んだ MOU を締結した。さらに、2009 年 3 月から、日米欧で官民合同のデータセンター新省エネ基準の検討を行うワークショップを約半年に 1 回の周期で定期的に（2013 年 3 月までに全 7 回）開催し、日本発のデータセンターエネルギー効率指標がデータセンター全体を評価するアプローチとして重要であることを実測事業等を行うことで積極的に発信している。同指標が国内外のデータセンターのエネルギー効率指標となれば、省エネ性能に強みを持つ我が国のデータセンターの競争力が更に強化されることが期待される。

欧米だけでなくアジアとの連携も重要であり、2009 年 1 月にはグリーン IT 推進協議会と韓国の関連団体（韓国グリーンビジネス/IT 協議会）との間で今後の相互協力を盛り込んだ MOU を締結した。さらに、我が国が 2008 年の日 ASEAN 経済大臣会合で提唱した「アジア知識経済化イニシアティブ」の中で、「グリーン IT」を軸とした相互協力プロジェクトを実施している。2009 年よりアジア諸国の産業界に対して、我が国の最新の省エネ技術及び製品によるソリューションを紹介・導入することを目指して、

データセンター、公共施設、プラント、工場の省エネポテンシャル診断を実施する「省エネ診断事業」を実施し、2010 年には 4 か国 8 社・団体、2011 年には 3 か国 8 社・団体に診断を行った。また、日本の最先端の省エネ技術を紹介するため、診断受入先企業を日本に招き研修も行っている。さらに、診断の結果を広報し、日本企業のビジネスチャンスを拡大するため、2010 年度はシンガポールと中国、2011 年度はベトナムと中国、2012 年度にはインドで「アジアグリーン IT セミナー」を開催した。

その他、2008 年 9 月には、産学の「グリーン IT」の取り組みをより一層加速すべく、経済産業大臣賞等を授与する「グリーン IT アワード」を創設し、2012 年度もその取組を継続している。

2009 年よりアジア各国において、広く「グリーン IT」の考え方や活動が普及するよう、アジア 7 か国の政府、産業界の関係者を我が国に招へいした「アジアグリーン IT フォーラム」を開催し、毎年 1 回のペースで 2012 年まで継続開催している。

2. 4. 電子政府の実現に向けて

(1) 概要

電子政府の構築は、これまで、行政分野への IT の活用とこれに合わせた業務や制度の見直しにより、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な政府の実現を目標としてきた。

経済産業省では、電子政府構築計画に則り世界最先端の電子政府となることを目指し、[1]バックオフィス（内部管理業務）、ミドルオフィス（政策立案・企画等業務）、フロントオフィス（窓口業務）すべての領域にわたる業務の抜本的な見直しと合理化、[2]省の経営資源を発掘、進化、連携、拡大させるためのツール開発と、資源を最適に配置・連携させるための環境・システム作り、[3]顧客のニーズに対応した電子サービスの提供が可能となるような体制作り、などの改革を進めてきた。

さらに、2009 年度は世界各国の電子政府の取組に[1]政府・政策・情報の透明性、[2]市民参加、[3]政府内及び官民の連携を目指す、「オープンガバメント」の考え方が広がっている。経済産業省においては 2010 年度に「オープンガバメント」の実現のために様々な実証を行うためのサイト「オープンガバメントラボ」、2011 年度に、文字

情報基盤の公開や、東日本大震災に係る復旧・復興支援制度情報を一元化した「復旧・復興支援制度データベース」、2012 年度に、国の政府機関初のオープンデータカタログサイトとして、経済産業省の公開データを対象とした「Open DATA METI」を公開した。

(2) 業務・システム最適化計画の推進

業務・システム最適化計画は、業務の制度面・運用面からの見直し、システムの共通化・一元化などを目的とした計画である。経済産業省では、[1]「旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム」、[2]「貿易管理業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム」、[3]「工業標準策定業務」、[4]「経済産業省ネットワーク（共通システム）」、[5]「国家試験業務」、[6]「特許事務システム」を担当し、開発・運用等を進めている。

中でも、府省共通システムである[1]「旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム」については、2009 年 7 月に最適化計画を全面改定し、設計・開発の調達手続を行っていたが、2010 年 2 月に内閣官房において、旅費の在り方を検討するため、実態調査を行うこととなり、この実態調査を受けた検討結果を見極める必要が生じたため、内閣官房と協議の上、調達手続を一旦中止した。その後、官民合同実務家タスクフォース起草作業グループ（旅費業務）において、旅費業務の見直しの具体的な検討が進められ、2010 年 8 月に一定の結論が得られたことから、「旅費業務等の抜本的効率化について」が各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議申合せ（2010 年 8 月 6 日）となり、内部管理業務の効率化のため、旅費等の府省に共通する業務システムの整備に関し、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、「政府共通プラットフォーム」の活用を前提として検討を進めることとされた。あわせて、「旅費業務に関する標準マニュアル（2008.11.14 各府省等申合せ）」が同日付けで改定された。これを受け、作業スケジュール等の見直しを行い、最適化計画が改定された（2012.1.17 CIO 連絡会議決定）。改定された最適化計画のもと、同システムの設計・開発等の調整を行い、2012 年度より設計・開発を開始した。

(3) オープンガバメントの推進

2009 年 5 月、アメリカのオバマ政権は、大統領の指示

を踏まえ、オープンガバメントの 3 原則を発表した。

[1]Transparency

（政府は透明でなければならない）

[2]Participation

（政府は国民参加型でなければならない）

[3]Collaboration

（政府は協力的（省庁間、中央地方間、対 NPO・企業・市民）でなければならない）

この考え方は、従来の電子政府の方針である、行政サービスの向上、業務の効率化とは異なる、新しい電子政府の方針となった。この方針を筆頭に、2009 年より世界各国においてオープンガバメントの取組が広まった。

世界各国の取組に合わせ、日本のオープンガバメントの先駆けとして、経済産業省ではこれまで「オープンガバメントラボ」や「電子経済産業省アイデアボックス」等、様々なオープンガバメントの実証を行ってきた。2012 年度では公共データを加工しやすい形で提供すること（オープンデータ）で、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等を促し、我が国全体の経済活性を図るため、経済産業省が保有している白書や統計などの公表データをより加工しやすい形で公開するデータカタログサイト「Open DATA METI」を公開するとともに、オープンデータを活用したユースケースの創出を図る実証実験を行った。また、ソーシャルメディアの活用にも力を入れ、ミニブログ twitter の経済産業省情報プロジェクト室アカウント（@openmeti）を、2009 年 11 月に、政府機関としては初めて開設した。ソーシャルメディアの利用によって政府機関と国民・企業等との双方向のコミュニケーションが可能となり、効果的な広報活動や意見募集等を行っている。

(4) 官民連携の促進

官民の事例研究と討議を通じて、利用者視点での新しい行政サービスの在り方、官民連携から生み出されるビジネス等を検討するとともに、その中での CIO の役割などを整理するため、政府や自治体、民間の CIO とその関係者が集まり、「第 3 回 CIO 百人委員会」を 2013 年 1 月 29 日に開催した。

2. 5. 地理空間情報の利活用の促進

(1) 経緯

地理空間情報とは、時刻に関する情報を含む位置の情報と、位置の情報に関連付けられた様々な事象に関する情報を意味している。つまり、位置情報だけでなく、建物や道路の名称・住所など地理的な情報や、それに関連した店舗の評判などの情報が含まれるものである。すべての事物・現象は位置とその事物・現象を確認した時刻を有しており、これら情報を伴った地理空間情報は情報化社会の基本となるツールになる。このため、その利活用を推進することは、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するために重要である。

(2) G 空間プロジェクトの推進

経済産業省では、2008 年度に報告書「地理空間情報サービス産業の将来ビジョン」とともに、地理空間情報の利活用を促進していくための取り組むべき事項をまとめた政策パッケージ「G 空間プロジェクト」をとりまとめ、公表した。「地理空間情報サービス産業の将来ビジョン」で想定されている社会を実現するには、3 次元地理空間情報を整備し、屋内でも測位データの取得ができる環境を構築する必要がある。3 次元地理空間情報活用に必要な基盤的要件等について、「3 次元地理空間情報データベース検討会」で、検討し、2009 年度から 2011 年度にかけて、屋内での位置データと情報データを格納する 3 次元地理空間情報データベース、屋内と屋外の異なる技術による測位情報をシームレスに処理できるミドルウェアの構築のための実証事業を行うプロジェクトを実施した。

(3) オープンデータとの連携

地理空間情報と関連性のある公共データ、民間データを連携・融合したサービスモデルを発掘するとともに、公共データを利用した新産業・新サービス創出を可能にする環境の整備に取り組んでいる。

2012 年度は、国・地方自治体の公共データの利活用テーマカテゴリごとに、空間位置情報に関連したデータカタログを整備し、実際に民間サービスとの連携を目的とした空間位置情報の提供モデルの実証を行った。

2. 6. クラウドコンピューティングの普及・促進の取組

情報技術は技術の高度化に伴い、社会基盤としての重要性が日々高まっている。情報技術の中でもクラウドコンピ

ューティングは、IT 業界のみならず、農業や商業など、様々な業界からその普及、発展が期待されており、我が国産業の競争力強化と IT 利活用による産業の高度化を実現し、経済成長を支えるとともに、国民生活全般にわたる質の向上を図るためには、その活用と普及が有効である。

このような状況の中、経済産業省においては、2012 年 10 月に米国政府とクラウドコンピューティングに関するワーキンググループを開催し、クラウドを取り巻く法規制やデータ保護、セキュリティ等について議論を行った。日米両国がクラウドの更なる普及と適切な仕組みの整備について引き続き議論を行うことを確認した。

また、国内におけるクラウドコンピューティングの普及に向けて、総務省・文部科学省と連携してビッグデータ重点施策パッケージをまとめた。この中では、2015 年度までにビッグデータ時代の新たな情報処理技術基盤として、時々刻々と生成される膨大なデータに対して逐次的に「高度な解析」を実行し、リアルタイムに知識を抽出する技術を確立するためのロードマップを作成し、2013 年度からの具体的な技術開発テーマを設定した。

そして、上記のような研究開発に加えて、社会での普及に向けて継続的な運用及び改善につなげるための仕組みとして研究成果の積極的なオープン化の推進を図った。具体的な取り組みとして、2012 年 11 月に沖縄にて日本・中国・韓国の 3 国共同で「北東アジア OSS 推進フォーラム」を開催し、オープンソースソフトウェアに関する技術開発の情報交換や人材育成のあり方、標準化等に関する議論を行った。

(1) 制度整備

2008 年 3 月に厚生労働省から発出されている「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定により、医療情報を外部保存することが認められたことから、経済産業省では、医療情報受託者が義務的に講ずべき措置を具体的に示すため、医療機関等から医療情報を受託する事業者となる立場の情報処理事業者が義務的に講ずべき措置を具体的に明記した「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」を策定している。当該ガイドラインについて厚生労働省及び総務省のガイドラインの改訂を踏まえ、2012 年 10 月に改定するとともに「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイ

ドライン」へと名称の改称を行った。

(2) 基盤整備

社会システムを支える高信頼でグリーンなクラウドコンピューティング基盤の確立に向け、高信頼化・環境負荷低減技術・指標の開発及び国際標準化の推進、データセンタの集約・連携・立地の促進、組み込み機器・端末の高度化、クラウド時代に合わせた人材育成強化等を実施した。

(3) イノベーション創出

IT化の進展により、Web だけでなく社会活動のあらゆる場面で情報の「創出」「蓄積」が起きている状況の中、我が国において大量に蓄積されていく情報（ビッグデータ）を有効に活用し価値を生み出すことで新たなビジネスやイノベーションの創出を図り、クラウドサービスの国際展開につなげていくための環境整備として、社会的課題の解決に資する実証事業等を実施した。

2. 7. 組み込みソフトウェアの品質向上

組み込みソフトウェアは、自動車、産業機械等を始めとする多様な製品に内蔵されるなど、各種の製品やサービスを提供するために不可欠の技術であるとともに、付加価値の源泉となっている。他方で、組み込みシステムの大規模化・複雑化に伴い、信頼性・安全性等の品質の確保が重要となっている。また、その品質の第三者への説明や検証結果の記録及び保管等の必要性が高まっている。

こうした背景の下、経済産業省では組み込みシステムの信頼性・安全性を向上させるため機能安全規格に対応したガイドラインの制定、機能安全に対応した高信頼基盤ソフトウェアの開発、組み込みソフトウェアの検証の高度化に向けた施策を実施した。

(1) 機能安全規格への対応

自動車の基盤技術（ソフトウェア、マイコン、プロセス等）に関する機能安全規格 ISO26262 が 2011 年 11 月に発行されたことを受け、我が国の自動車産業及び組み込みシステム産業の開発現場における円滑な利用を促すための取組として、ISO26262 を具体的な作業レベルに落とし込んだガイドラインの策定、機能安全に対応した高信頼基盤ソフトウェアの開発に向けた支援を実施した。

(2) 検証の高度化

組み込みソフトウェアの検証高度化のため、基盤となるツール・プラットフォームの構築を支援した。

2. 8. スマートコミュニティの普及促進

「スマートコミュニティ」とは供給サイドからの一方通行で提供されてきたエネルギーや交通等のサービス、住宅、自動車、家電等の製品について、需要サイドからの積極的な情報提供が行える双方向の情報システムを構築することで、低炭素化や安全安心等の社会的課題の解決（社会的課題の解決）・需要情報を活用した新たなビジネスモデルの構築（競争力強化）・消費者に対する新しい付加価値の提供（ユーザーメリットの創出）の同時実現を図る次世代の社会システムである。

日本においては、東日本大震災以降、電力問題が深刻化し課題が顕在化する中、スマートグリッドの推進など、特にエネルギー分野におけるスマートコミュニティ構築に向けた取組が加速化している。

2011 年よりスマートコミュニティ・アライアンス（JSCA（Japan Smart Community Alliance））の下に設置された、スマートハウス標準化検討会にて、家電など家庭内にある多種・多様な機器を HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）といわれるシステムを中心に制御可能とするための、相互通信に関する標準インターフェースについて検討を進め、2012 年 2 月に「ECHONET Lite」を推奨することを決定した。6 月には、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会を設置し、通信メディアの標準化、ECHONET Lite 規格の国際標準化の推進、デマンドレスポンスシステムの標準化の検討等を行った。この検討会の成果として、11 月には、早稲田大学にて、標準通信規格を用いて、異なるメーカーの機器を連携させ、電力を最適制御し、スマートハウス・ビル等における電力ピークカット・シフトをリアルタイムで制御する技術を開発する、「Energy Management System（EMS）新宿実証センター」を開所し、神奈川工科大学では上述の ECHONET Lite 規格の機器認証を支援する「HEMS（ECHONET Lite）認証支援センター」を開所した。

このような標準化の検討とあわせて、導入促進を加速化させるため、平成 23 年度第 3 次補正予算事業「エネルギー

一管理システム（BEMS・HEMS）導入促進事業費補助金」（300億円、基金として2013年度まで執行）によるエネルギー管理システム（EMS）の導入支援を引き続き進め、2012年度の補正予算事業「スマートマンション導入加速化推進事業」では、マンションへEMSの導入支援も開始した。具体的には、中小ビル・マンションを対象とした、IT・データを利活用し、小口需要家を束ねることで効果的にエネルギー管理サービスを行う事業者（アグリゲーター）を育てるとともに、EMSの設置費用の一部を補助している。

また、経済産業省は、インフラシステム輸出及びエネルギー需給緩和の観点から、スマートコミュニティの海外展開を推進すべく、2010年度より事業可能性調査委託事業を実施している。我が国のインフラは高性能であるものの、コストが最優先される新興国などにおいて正当に評価されることは難しいことから、単なるコスト競争に陥らないアプローチが必要である。つまり、先方が抱える様々な社会問題を理解した上で、社会システムを最適化するスマートコミュニティとしてパッケージで提案することで、我が国の強みを活かせる。その取組の一例として、スマートコミュニティの実現に向けた電力・環境規制緩和などについて、インド政府と協議する枠組みであるデリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC：Delhi-Mumbai Industrial Corridor）スマートコミュニティWGを2012年10月に立ち上げた。また、東南アジアにおいては、2010年に我が国より提唱した東アジア・スマートコミュニティ（EAS：East Asia Smart Community）・イニシアティブに基づき、日系デベロッパーを中心として大規模都市開発において面的にスマートコミュニティを開発するプロジェクトや、機器売りにとどまらないインフラシステムサービス事業者としての参画を志向するプロジェクトについて取組を加速化している。

2. 9. IT・データの利活用の推進

2011年8月に産業構造審議会情報経済分科会において、『中間とりまとめ 「融合新産業」の創出に向けて～スマート・コンバージェンスの下でのシステム型ビジネス展開～』を策定し、製造業、サービス業、農業等の多様な産業が、IT技術等の進展により取得可能となった大量のデータの活用を基点として構造変化を遂げて生み出される新

ビジネスや、ITを媒介として異分野の産業が結びついて生み出される新ビジネスの創出に向けて、スマートコミュニティ、スマートヘルスケア産業など6つの重点分野、セキュリティ対策や基盤となる技術強化・利活用促進など5つの横断的課題を設定し、それらに関するアクションプランを可能な限り具体性を持たせた。

2012年6月には、上記のアクションプラン実現のため、「IT融合フォーラム」を立ち上げ、異分野の産学官の連携促進、横断的な課題の検討を進めた。

重点分野における具体的なアクションとして、2012年度予算において「IT融合システム開発事業」を実施し、ITの浸透によって今後産業構造が大きく変化して新事業が創出される可能性が高い分野で、かつ日本が要素技術等で強みを持つ分野（医療・健康、農業、自動車・交通等）において、異業種・異分野の企業及び大学、研究機関からなるコンソーシアム組成を支援し、システム研究開発プロジェクトを実施した。

また、横断的な課題への具体的なアクションとしては、2012年11月に「IT融合フォーラム パーソナルデータワーキンググループ」を開催し、データの利活用促進に向けた個人情報の取扱いや、消費者と事業者との信頼関係構築の在り方等、インターネットサービスにおける個人情報やプライバシーに関する諸課題の解決策についての課題について議論・検討を行った。

2. 10. インターネット環境の整備

(1) 個人情報保護の推進

個人情報の保護に関する法律（保護法）が2005年4月に全面施行され、個人情報保護に関する国民の意識の高まりとともに事業者の取組も進んでいる。一方、依然として個人情報保護の取組が不十分なケースも存在する。

2012年度には、経済産業省に対しては、約3,100件の個人情報流出事案の報告がなされている。

経済産業省においては、これらの事案に対して個々に必要な指導を講じるとともに、各種の調査事業の実施等を通じて広く事業者への啓発に取り組んだ。

また、2013年1月にはAPEC参加国・地域の欧州データ保護規則案への理解を促進することを目的とし、EU司法総局の担当者を招いたEU保護規則（案）に関するAPECのセミナーを実施した。

(2) 電子商取引の推進

経済産業省では、1998 年度より我が国の電子商取引の市場及び実態について調査をしており、2012 年 1 月～12 月の我が国の企業間電子商取引市場規模は広義 262 兆円（前年比 101.7%）と拡大し、消費者向け電子商取引市場規模は 9.5 兆円（前年比 112.5%）も増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き進展している。

市場の拡大、技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じ、経済産業省では、2002 年 3 月より、インターネットショッピング等の電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法を始めとする関係法律がどのように適用されるかの解釈について一つの考え方を提示する「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表しており、2012 年 11 月には、ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正、共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等 21 項目の改訂を行った。また、12 月には、第 19 回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会を開き、次なる準則の改定について検討を開始した。

平成 23 年度第 3 次補正予算事業「震災復興のための越境 EC 支援事業」では、被災地に立地する事業者及び被災地関連商品を扱う事業者に対し、海外向け EC サイトの構築等を支援するとともに、そこから生まれた成功モデル等の普及啓発を図った。

(3) インターネット上の違法・有害情報対策

インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機などの新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況などの継続的な調査や、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施しており、2012 年度には青少年、保護者、学校関係者等を対象としたセミナーを 30 回、インストラクター等を対象とした指導者向け研究会を 11 回開催した。

2. 11. 国際関係の取組

I T 分野におけるシームレスな環境整備（標準化、ルー

ル策定、システム構築）を行うため、OECD、APEC 等国際機関における多国間の協力と二国間協議を活用している。また、WTO、FTA/EPA を利用した貿易投資自由化、プロジェクトを通じた市場開拓支援、情報通信分野のインフラシステム輸出支援など、我が国 I T 企業の海外における事業展開の円滑化を図っている。さらに、海外の優秀な人材、企業等の市場アクセスの確保を通じた国内市場の活性化、海外の I T 政策に関する情報収集及び海外への情報発信による政策支援等を実施している。

(1) OECD 情報・コンピュータ・通信政策委員会

1982 年に OECD 情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP）が設立され、情報・コンピュータ・通信分野の技術面及びサービス面における問題を検討し、経済や社会に与える影響などを分析している。ICCP 傘下には、情報セキュリティ・プライバシー作業部会（WPISP）、情報経済作業部会（WPIE）、情報社会統計作業部会（WPIS）、通信インフラ・サービス政策作業部会（WPCISP）の 4 つの作業部会が設置されている。

2012 年は、WPISP において、セキュリティガイドラインの見直しの必要性について検討された他、プライバシーガイドラインの改正案が審議された。また、WPIE において、インターネットの経済効果やビッグデータの活用による経済的価値の測定を目的としたプロジェクトの実施に向けた議論が行われた。

2012 年 10 月に OECD 情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP）ハイレベル会合が開催され、今後の活動として引き続きビッグデータの経済価値分析や、インターネット政策策定原則に関する OECD 勧告の実現のためのフォーラム開催及びこれに向けた専門家グループの設置について検討することとされた。

(2) APEC 電子商取引ステアリング・グループ

APEC において、1998 年に策定された「電子商取引の取組に関する行動指針」の実施のために電子商取引ステアリング・グループ（ECSG）が設置され、傘下にデータプライバシーサブグループ（DPS、2003 年設置）ペーパーレス貿易サブグループ（PTS、2004 年設置）が置かれている。

日本が参加しているデータプライバシーサブグループにおいては、2004 年 11 月に「APEC プライバシー・フ

レームワーク」が承認され、これに基づく国内個人情報保護制度の策定をこれまで各エコノミーに推奨してきた。

また、ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっていることから、2008年2月以降、個人情報が国境を越えてもAPEC情報プライバシー原則に基づき保護されるための制度（①「APEC越境プライバシールールシステム（CBPR）」＝企業の越境個人情報保護に係る取組に関し、APECプライバシー原則への適合性を認証する企業認証制度、②「国際法執行のための協力取決め（CPEA）」＝国境を越えた個人情報の移転エコノミーにおける個人情報保護法令の執行機関が、自エコノミーにおける法令執行のために、移転先エコノミーの執行機関に対し、情報の提供、調査等の協力を依頼することができる取決め）の構築を検討してきた。

CBPRに関する2012年の取組みとして、参加を希望するエコノミーの審査を行う共同監視パネルの議定書が承認された他、欧州のデータ保護制度における拘束的企業準則（BCR）とCBPRとの相互運用性の確保に向けた今後の作業が議論された。また、CBPRをデータプロセッサに適用する場合の要件の検討も開始された。

CPEAに関しては、2010年に枠組が始動して以降、2012年までに6エコノミー、20機関が参加した他、各エコノミーのプライバシー執行機関の連絡先リストの作成やOECDとの情報共有など、個人情報保護の法執行に向けた国際協力の取組が着実に進められた。

(3) APEC電気通信・情報作業部会

APEC分野別大臣会合の作業部会として3つのサブグループ（DSG（ICT開発SG）、LSG（自由化SG）、SPSG（セキュリティ繁栄SG））から構成されている。

2012年8月にロシアのサンクトペテルブルクで開催された第9回大臣会合では、「経済成長及び繁栄の促進を目的としたICT利活用における信頼とセキュリティの構築」をテーマに、新たな成長促進に向けたICT開発やICT利活用を通じた社会経済活動の向上等の観点から、今後取り組むべき方策について「サンクトペテルブルク宣言」が取りまとめられた。当該宣言には、近年の世界におけるインターネットの急速な普及拡大を背景に、国境を越えた情報流通の奨励と信頼できるインターネット環境の推進

について言及がなされた。

(4) アジア知識経済化イニシアティブ

A S E A N域内における市場統合の更なる高度化や人材育成の強化を進めるため、経済連携協定（E P A）後の中長期的な協力の枠組みとして、2008年8月にシンガポールで開催された日A S E A N経済大臣会合において二階経済産業大臣から提唱され、各国からの賛同を得たことにより、各国の要望等を踏まえつつ、I Tの高度利用による域内のシームレスな知識経済圏の構築を目指して、グリーンI Tの推進、企業情報セキュリティの確保、I T人材育成支援等の具体的協力案件に取り組んでいる。

(5) 日中電子情報技術及び産業政策対話

中国側の要望に基づき、2004年12月、中国信息（情報）産業部、政策法規司副司長を団長とするI T産業政策調査ミッションの訪日に併せて、中国信息（情報）産業部と意見交換を実施したことが始まりである。第2回目の対話は、中国側信息（情報）産業部外事司長、経済産業省岩田大臣官房審議官（商務情報政策局担当）を代表とし、2005年3月に北京にて行われた。その後、日中交互に開催され、日中のI T政策、電子機器の環境・リサイクル、電子商取引、ソフトウェア、コンテンツ、標準化、知的財産権等に関して意見交換が行われている。直近では2012年2月福島にて開催された。

(6) 日韓デジタルエコノミー政策協議会

2000年9月に金大中韓国大統領（当時）及び森総理大臣（当時）により合意された「日韓I T協力イニシアティブ」に基づき、電子商取引分野における協力の推進を目的とした「日韓電子商取引政策協議会」が設置された。その後、2009年1月に韓国（釜山）で開催された第11回会合以降、電子商取引のみならずI T政策全体を議論する場として名称を「日韓デジタルエコノミー政策協議会」に変更し、電子商取引、クラウドコンピューティング、災害時におけるI Tの活用等に関する意見交換を行っている。直近では2011年11月に東京で開催された。

(7) 日台I Tビジネスダイアログ

日本にとって第5位の貿易相手である台湾に対しては、

日台間のシームレスな電子商取引の実現のために必要な措置を具体的に検討するため、日台の民間有識者を委員とし、日台の商務情報政策担当者をオブザーバーとして、第1回日台電子商取引推進委員会が2001年7月に台北にて開催された。以来、2008年の第8回委員会まで、日台双方の電子商取引推進に向けた取組を始めとして、情報セキュリティ対策、WiMAXの開発及び活用、企業における個人情報保護、電子マネーの普及の現状等、幅広い議論が行われてきた。2009年11月台北における第1回日台ITビジネスダイアログでは、日台間でビジネス交流が生まれるよう、電子商取引に加え、コンテンツ、グリーンITなど対象となるテーマを拡大し、直近では、福島県にて2012年11月に第4回会合が実施された。日台ITビジネスダイアログの枠組みでの開催としては、最後の開催となり、次年度以降は、双方が必要とする場合において「日台産業協力架け橋プロジェクト」の枠組みの下に、個別のテーマごとに開催されることとなった。

(8) 日越電子商取引法制度協調会合

アジア知識経済化イニシアティブに基づく取組として、2009年、ハノイにてベトナム商工省との第1回日越電子商取引法制度協調会合を開催した。以降、毎年、継続的に開催しているところ、2012年11月に、第4回会合を東京において開催した。会合では、ベトナムの電子商取引にかかる法整備状況の報告を受けるとともに、電子商取引及び情報取引等に関する準則の解説や、関連する日本の法制度について紹介を行った。本会合の翌日には、ベトナムと日本の電子商取引にかかるビジネスの促進を目指し、官民合同の日越電子商取引セミナーを実施した。

(9) インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットを活用した経済活動が拡大する中、インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題について意見交換を行うべく、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」の第4回局長級会合を2012年10月にワシントンDCにて開催した。日本側は当省、総務省、外務省等、米国側は国務省、連邦通信委員会、商務省等が参加した。クラウドコンピューティング技術の普及、ネットワークの中立性及び通信の自由の重要性及び商用ネットワークのサイバーセキュリティなど、インターネットエ

コノミーに関する幅広い政策課題について、産業界の意見、日米双方の取り組みを紹介しつつ、今後の相互協力を確認した。特に第4回局長級会合では、初めて政府CIOセッションが実現し、電子政府、オープンデータに関する取組につき情報交換を行った。

サービス産業政策

1. 主要産業・政策に関する主な動き

1. 1. サービス産業

1. 1. 1 サービス産業の現状

先進国経済においては、サービス産業のウェイトが、実質GDP、雇用の両面で着実に拡大を続けており、我が国も例外ではない。

我が国の実質GDPの内訳を見ると、全体の約7割をサービス産業が担っている。また、従業員の全産業に占める割合も約8割であり（参照：総務省経済センサス）、引き続き、サービス産業に期待される役割は大きなものとなっている。

加えて、サービス産業は製造業や諸外国と比較して生産性が停滞しており、生産性水準の同一産業内格差が大きいこと等から生産性向上の余地は大きく、引き続き、産学官を挙げてサービス産業の生産性向上に取り組んでいくことが重要である。

1. 1. 2. サービス産業生産性向上施策の推進

(1) サービス産業生産性協議会による活動

2006年7月、財政・経済一体改革会議が策定した「経済成長戦略大綱」のなかで、産学官によるサービス産業生産性協議会の発足が明記された。これを受けて、経済産業省に設置された「サービス産業のイノベーションと生産性に関する研究会」において、報告書（サービス産業におけるイノベーションと生産性向上に向けて）を取りまとめ、同協議会の役割等の基本構想を策定した。これを受け、2007年5月、サービス産業を始め製造業、大学関係者、関係省庁など幅広い関係者の参加のもと、(財)社会経済生産性本部（当時）に、サービス産業生産性協議会が設立された。

2012年度は、顧客に提供する商品・サービスの品質を評価し、各業界・各企業の業界横断的なベンチマーキングを行うことを目的とした日本版顧客満足度指数（Japanese

Customer Satisfaction Index=JCSI) について、国内の主なサービス業31業種・業態378社を対象に調査を行い、その結果を分析し、各業界の顧客満足度等を公表した。

加えて、フォーラムやセミナー等の開催を通じて、サービスイノベーションの促進やサービス産業の国際展開の推進等に資する取り組みを行った。

(2) おもてなし経営企業選

多くのサービス事業者は、少子高齢化、都市部への人口集中等による国内市場の競争激化、グローバル化への対応等、厳しい価格競争にさらされている。

一方、各地域には、地域・顧客との関係を徹底的に強化することで、価格競争に陥ることなく、顧客ニーズに合致したサービスを継続的に提供し、「顧客」のみならず「社員」、「地域・社会」から愛される経営を実現している企業が存在している。

そこでこのような企業で行われている「社員の意欲と能力を最大限に引き出し、地域・社会との関わりを大切にしながら、顧客に対して高付加価値・差別化サービスを提供する経営」を「おもてなし経営」と称し、地域の事業者へ気づきを提供し、目指すべきビジネスモデルの一つとして広めることに目的に、2013年3月に50事業者を選出・公表した。

(3) サービス産業の国際展開

近年、日本国内の人口減少等により、我が国のサービス産業においても海外展開を検討する動きが活発化しており、海外進出件数も増加している。進出地域として高い関心を集めているのは、アジア新興国である。

我が国サービス産業は、海外進出先での雇用創出や、ノウハウ移転による各国サービス産業の高度化・生産性向上、従業員研修や教育サービスを通じた良質な人材育成・教育機会の創出等により、各国の持続的発展に対して貢献できる可能性を有している。

2012年度は、我が国サービス産業の更なる国際展開を推進するために、アジア新興国において、サービス産業の経営者交流事業や、各国の社会的及び産業・雇用政策上における課題解決ニーズ調査等を行った。

(4) サービス工学研究センターによる活動

サービス産業の生産性を持続的に向上させるためには、勘や経験に頼りがちなサービスに工学的な手法を導入することが有効である。そこで2008年、サービス工学に関する研究開発及び実証を担う「サービス工学研究センター」を(独)産業技術総合研究所のもとに設立し、同センターを中心としながら、サービス分野への工学的手法の基盤技術を研究してきた。2012年度は、これまでに開発した基盤技術を現場に導入するため、実際のサービスの現場を用いて実証研究等を実施した。

1. 2. ヘルスケア・医療機器産業

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国になった。また、国民の生活様式の変化に伴い、医療・介護・健康関連分野におけるサービスニーズは多様化しており、公的保険制度を中心とした医療・介護サービスだけでは、こうしたニーズにきめ細かく応えることは困難になってきている。しかし、視点を変えてみると、このようなニーズの拡大や、消費の主体となりうる高齢者の存在は、医療・介護・健康関連サービス市場が今後大きく伸びる可能性を示している。

(1) 医療の国際化

日本は、少子高齢化という課題に世界に先駆けて直面している国であり、その課題に対応するサービスや機器について世界をリードできる立場である。また、がん診断・治療を始めとする日本の医療技術も国際的に評価されている。このため、日本の良質な医療機器やサービスを海外に展開することは、国際貢献と国内における関連産業の活性化に繋がると期待される。また、外国からの需要に応えることが、日本の医療への新しい視点を獲得の機会ともなうと考えられる。

日本の強みが発揮できる分野を特定した上で、医療サービスと医療機器が一体となった海外展開や、国内の医療機関において海外からの外国人患者を受け入れることは、日本の医療の国際化に繋がるものである。しかしながら、これまで日本の医療機関においては、医療の国際化に関する取組は、十分行われてこなかった。このような背景を踏まえ、経済産業省として2012年度に海外展開についての実証・調査事業として10か国対象に23案件を実施した。あ

わせて、外国人患者受入れに当たっての課題整理や対応策の検討等も行った。

(2) 医療・介護周辺サービス

(ア) 医療・介護周辺サービス

少子高齢化が進む我が国では、国民の医療、介護、健康に関する関心は高まりを見せており、生活習慣病の患者や高齢者の単身世帯のさらなる増加が見込まれる状況において、運動・栄養指導や生活支援サービス等、医療・介護周辺のサービスに対する需要もますます増えてくることが想定される。

こうした社会構造の転換に伴う医療・介護及びその周辺分野における需要は、社会保障のコストとされる一方で、「新成長戦略」でも指摘されているとおり、産業面から見ると、高齢社会の需要に適切に応えながら内需を主導し、雇用を創出する成長産業となりうる側面を持っている。一方、需要の増大に対応する供給面に目を向けると、資源の不足・偏在や制度上の課題等により、適切なサービスを提供することが困難な状況も存在し、限られた資源を効率的に活用し、安心・安全を確保していく体制整備が必要不可欠となっている。

そのような中、公的保険サービスの周辺に存在する保険外のサービスへの医療・介護機関や民間事業者参入と産業創出に向け、規制や制度等の課題を明らかにするとともに、その課題解決に向けた検討やビジネスモデルの定着、保険者機能の強化等を進めるための仕組み・工夫を検討した。

(イ) 新たなヘルスケアサービスの創出

患者や消費者本位の多様で質の高いサービスを供給する体制の構築及びその自立的な発展を促すことを目的とし、多様な医療・介護関連ニーズに応える民間サービスについて、業態転換・拡張や事業連携により既存の事業資産を活用しながら新たなヘルスケアサービスを創出することを支援するとともに、医療・介護機関と民間事業者の連携や事業の立ち上げを促進するためのサポート機能を有する事業体を支援した。

(ウ) 東北復興に向けた地域ヘルスケア構築の検討

東日本大震災により、医療・介護等の資源の不足が一段と加速した東北地域においては、多種多様な医療・介護の

ニーズが十分に満たされるよう、生活支援サービス等、医療・介護周辺のサービスを被災地に供給する体制の構築に向けた調査を実施した。

調査においては、被災地における周辺サービスの提供拠点や仕組み作りなどを推進するに当たっての課題を明確にし、被災地における今後の医療・介護保険外のヘルスケア産業のあり方を検討した。

(3) 医療情報化

情報技術の医療・健康分野での活用を促進するため、ITを活用し、国民が自らの医療・健康情報を収集・管理する仕組みとして「どこでも MY 病院」構想の実現に向けた基盤の構築及びルール策定を行った。また、地域内の医療機関間での情報共有を可能にし、地域に偏在化している医療資源の有効な活用の体制を構築した。さらに、現在各医療機関にある情報を安全に連携させるために、医療情報を扱う医療従事者の認証を的確に行う仕組みや、標準化した情報の提供に必要とされる様々な要件を満たすモジュールの開発等を行い、医療機関間での情報連携に必要とされる仕組みを整備した。

(4) 医療機器

(ア) 業界の現状

高齢化の進展に伴い国内の市場規模は 2003 年以降徐々に増加し、2012 年は約 2 兆 5,935 億円（前年度比 8.7% 増）となり、過去最大の市場規模となった。また、我が国の医療機器市場は、貿易収支全体で見ると輸入超過で推移しており、特に、ペースメーカー、人工呼吸器、ステントなどの主要な医療機器は、輸入に大きく依存している。

(イ) 医療機器開発

健康的で安らかな生活を求める国民の願いは強く、がんや生活習慣病等の克服、患者 QOL（生活の質）や生存率の向上をもたらす診断と治療の実現に向けて、革新的な医療機器の研究開発の推進とその普及が求められている。

係る観点から、2012 年度は、我が国の死亡原因第 1 位の疾患であるがんについて、微小ながんを早期に発見し、最適な治療を実現するため、我が国の優れた技術を活用し、高精度な画像診断、病理診断、血中がん分子・遺伝子診断に係る医療機器や、次世代放射線治療機器の開発を行う

「がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト」を推進した。

また、先天的あるいは後天的に失われた組織・器官・機能等を補助・代替し、高齢者や患者の機能回復を推進するため、再生医療技術を活用し生体内で自己組織の再生を促す再生デバイスの開発や、小柄な体格にも適用可能な植え込み型補助人工心臓の開発を行う「次世代機能代替技術研究開発事業」を推進した。

さらに、今後実用化が期待される先進的な医療機器の開発の効率化・迅速化を図るため、厚生労働省との連携の下、薬事審査を見据えつつ、医療機器の開発に必要な評価項目等を明確化する医療機器開発ガイドラインの策定を行った。

これらに加え、高度なものづくり技術を有する中小企業や異業種企業の新規参入と、医療機関・大学等との連携を支援し、医療現場のニーズに応える医療機器の開発・改良を行う「課題解決型医療機器等開発事業」を推進した。

(ウ)福島県における東日本大震災からの復興

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた福島県において、福島県民の医療・福祉・生活の質の向上を図るとともに新産業・雇用創出を通じて福島県の復興に資することを目的とした施策を実施した。

具体的には、2011年度に引き続き、BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）や手術支援ロボットの開発・実証、県内ものづくり企業・医療機関等が連携した医療機器・ロボット等の開発・実証等を行った。

また、福島県を始め全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や薬事法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業が共通で活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点を整備している。

(5) 福祉用具産業

(ア)業界の現状

2011年度の市場規模は、約1兆1,955億円（前年度比2.6%増）。障害者等の身体特性等に対応する機器であり、小規模の小売店（いわゆる介護ショップ）が多く、多品種少量生産であることから中小企業性が強い。

2000年4月より、一部の福祉用具の貸与（12品目）・購入（5品目）が、介護保険の給付対象となった（自己負担1割）。

(イ)福祉用具開発

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障害者及び介護者のQOL向上の実現のため、福祉用具の研究開発を行う「福祉用具実用化開発推進事業」を推進しており、2012年度においては7件のテーマを新規採択した。

クールジャパン政策

1. 主要産業・施策に関する主な動き

1. 1. クールジャパン政策

内需減少等の厳しい経済環境の中、自動車等の従来型産業に加え、衣食住やコンテンツを始めとした日本の文化やライフスタイルの魅力を付加価値に変え（「日本の魅力」の事業展開）、新興国等の旺盛な海外需要を獲得し、日本経済の成長につなげていくことが必要。そのため、経済産業省においては、海外展開を①海外現地での日本ブームの創出、②現地で稼ぐためのプラットフォーム構築、③日本への外国人観光客のインバウンドと3段階の戦略的な海外展開に基づきクールジャパン政策を展開している。

2010年度より、クールジャパンの推進のため、ビジネスの第一線で活躍する有識者や各省の政務三役等により構成された「クールジャパン官民有識者会議」を開催し、2012年度からは「クリエイティブ産業国際展開懇談会」として引き続きクールジャパン政策の方向性を議論した。また、2012年12月には、内閣府に初となるクールジャパン戦略担当大臣を置くなど、内閣官房知的財産戦略推進事務局を取りまとめとして関係府省庁が連携をして推進している。

(1) クールジャパン戦略推進事業

海外からの収益をこれまで以上に獲得できる新たなビジネスモデル構築の観点から、日本の製品やサービス等に、日本のライフスタイル・価値観や、日本の新たな産業構造を背景とした「クールジャパン」の要素を取り入れ、日本の産業の付加価値を高め、国際競争力を強化することを目指し、2012年度には15事業を採択した。

例えば、サウジアラビアの首都リヤドにおいて、多数の富裕層顧客を抱える現地最大の百貨店で販売催事として「CREATIVE JAPAN Fashion Fair」を開催（2013年1月25日～3月3日）。独自の機能性・デザイン価値を持ち、「今の日本らしさ」を体現する、ファッションやライフスタイル雑貨などを幅広く販売し、現地における受容性を確認した。日本－サウジアラビア有識者の協働でブランドを選定したことに加え、アニメなど日本の文化要素を盛り込んだヴィジュアル・ロゴを用いて広報活動を展開。現地のメディアや小売り関係者、消費者における「日本のブランド」の認知度向上を図り、今後進出を検討する日本企業にとっての土台作りを目指した。フェア期間を通して約1,200人の集客を記録。現地メディアに幅広く取り上げられるとともに、現地ブロッガー等による消費者間での口コミも広がり、高い評価が得られた。

また、地域産品（食）分野における例としては、タイの首都バンコクのショッピングモールに地域食文化発信拠点を整備し、「Japan Food Culture Festival」として約1か月間のイベントを展開した。イベント期間の前半は全国まちおこし団体によるご当地グルメの提供、後半は郷土料理や創作料理の人気店や企業によるメニュー提供を行った。本イベント終了後、複数の参加企業がタイへの出展を決めるなど一定の成果がでた。

(2) 株式会社海外需要開拓支援機構法案

クールジャパン戦略の第2段階である「現地で稼ぐためのプラットフォーム構築」を担うものとして、我が国生活文化の特色を生かした魅力ある商品やサービスの海外における需要の開拓等の事業活動に対し、財投特会を活用したリスクマネー供給等の支援を行う、株式会社海外需要開拓支援機構を設立するための法案を2013年3月に閣議決定し国会に提出した。

1. 2. コンテンツ産業

(1) コンテンツ産業の現状

日本のコンテンツ産業の市場規模は2011年において約12兆円で、米国に次いで世界第2位である。しかし、現状においては、国内市場は頭打ちとなり、かつ、輸出は諸外国に比べても小さい。コンテンツ産業における制作を支えているのは、全事業者数のうち、96%を占める中

小企業であるが、大半が流通メディア等の下請けに位置づけられ、力を十分に発揮できていないのが現状。

(ア) 映画産業

我が国の映画興行収入は、近年は2000億円規模で推移し、2010年には史上最高となる興行成績を記録したが、2011年は東日本大震災の影響や2010年に沸騰した3D映画の反動等もあり、2008年以来となる2000億円を下回る成績を記録した。2012年は邦画のヒット作に恵まれたことにより、前年よりも持ち直したものの、2000億円には届かない結果となっている。（図1）震災後、社会全体がエンターテインメントを控えた影響もあり、100億円以上の興行成績の作品0本（2010年3本）に象徴されるように、大ヒット作品が生まれない状況が続いている。

洋画におけるハリウッド大作の人気低迷／史上最高を記録した2010年の興行収入増の原動力であった3D映画の失速／スクリーンのデジタル化の加速もあり、劇場公開された作品は邦画・洋画ともに2010年を上回るものの（2012年983本）、若年層を中心とする消費者の映画館離れなどの流れも市場が縮減した要因と考えられる。

映画館のスクリーン数も2011年は3,339館と2010年より73館減少している。これは、地方の映画館の老朽化による閉館が相次いでいることが大きな理由である。一方で全映画館に占めるシネコンの割合は年々増加していることから、邦画大手やハイウッド・メジャーの映画会社以上に、インディペンデント系の映画会社への影響は大きく、多額の負債を抱え、倒産する会社も少なくない。

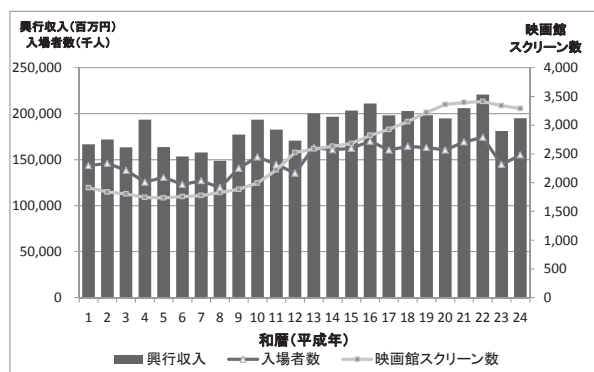


図1：映画興行収入、入場者数、映画館数の推移（出典）日本映画製作者連盟統計

映画産業の国外展開について、これまでの日本の原作のハリウッド等でのリメイクは、リメイク権を売却する権利

の売切が一般的であり、ハリウッドで成功しても、日本の原作者・製作者へのリターンは限定されているケースが多い。

代表的な例として「The Ring」がある。当該作品は制作費約 45 億円うち、日本に支払われたリメイク権料は、わずか 100 万ドル（約 1 億円）である一方、米 Dream Works が、全世界で得た興行収入・ビデオ販売等総売上は、約 3 億 1,600 万ドル（約 316 億円）以上に上る。

また、日本映画の輸出売上額については、大手映画会社の統計では約 52,997 千ドル（2012 年）で、前年比 92%、国内の年間興行収入比の 2.3%であり、引き続き日本映画の海外市場での収益獲得は停滞している状況にある。（図 2）

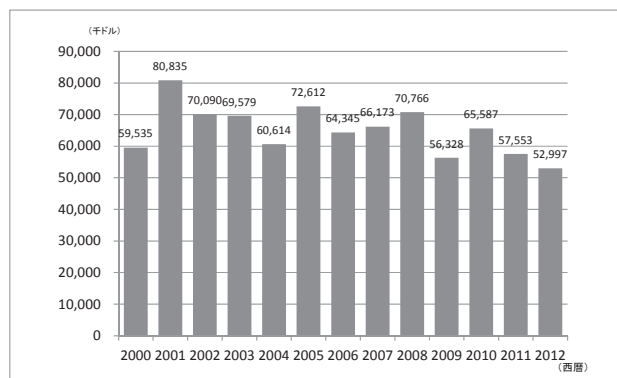


図 2：日本映画輸出実績

（出典）デジタルコンテンツ白書

（イ）アニメ産業

アニメ業界売上高は、2005 年を頂点としてその後減少傾向にあったが、2009 年にはストップ。2010 年から、僅かながらではあるが上昇傾向にある。

アニメ制作会社の売上げのうち、収入の柱となるビデオ販売は近年減少の一途。配信の分野は僅かながら増加傾向にあるものの、現状では市場として小さく、他の減少分を補うほどには伸びていない（図 3）。近年メディアは多様化してきているが、それに伴い、一つ一つのメディア価値は小さくなっているのが現状である。

テレビ放送作品数及び制作分数も 2006 年をピークに減少していたが、2011 年には上昇した。（図 4）

アニメ産業における国外展開について言及すると、日本のテレビアニメは、世界各国でテレビ放映実績があり、また劇場版アニメも、「千と千尋の神隠し」（2002 年、ベルリン国際映画賞（金熊賞））、「時をかける少女」（2007 年、

国際アニメーション映画祭特別賞）、「つみきのいえ」（2008 年、米国アカデミー賞）などが高い評価を受けている。

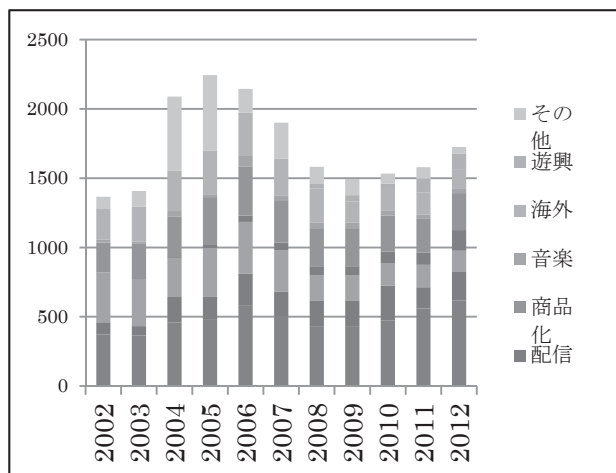


図 3：アニメーション業界売上高の推移

（出典）デジタルコンテンツ白書

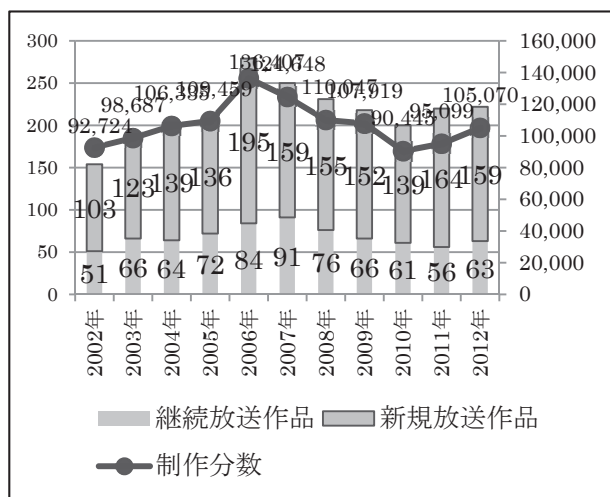


図 4：テレビ放送作品タイトル数、制作分数

（出典）日本動画協会独自集計

（ウ）音楽産業

音楽産業の市場規模は、全体で約 1 兆 3,637 億円、前年比 102.2%と増加した。

これまで減少傾向にあった音楽産業の市場規模が増加した要因として、パッケージ市場の売上げ増加が挙げられる。2012 年は AKB48 等が売上げを牽引し、好調なシングルのほか、アルバムも Mr. children やコブクロなど大物アーティストのベスト盤が売上げに大きく貢献し、CD セルは前年比 109.7%と増加した。また、音楽ビデオも市場全体で前年比 125%と増加しており、世界の流れに逆行し、パッケージ産業が売上げの中心を担った結果となった。一方、有料音楽配信に関し、市場全体は減少したものの、イ

ンターネット配信は伸びており（前年比 150.7%）、モバイルからインターネットダウンロードへの移行が進んでいる。

コンサート・ライブ市場は昨年に引き続き好調で前年比 117.3%と 5 年連続の成長となった。中でもロック・フェス市場が大きく増加している。

日本アーティストの海外展開として、2012 年に海外ツアーライブを行ったアーティストは 81 組、その他海外におけるコンベンションイベントやフェスティバルイベントへ参加したアーティストを含め、海外でコンサートを行うアーティストは着実に増加している。

（エ）ゲーム産業

家庭用ゲーム出荷金額は、新型ハードウェアの発売やヒットタイトルの有無によって大きく左右される傾向にあり、2012 年の総出荷金額規模は約 1 兆 2,334 億円となっている（図 5）。

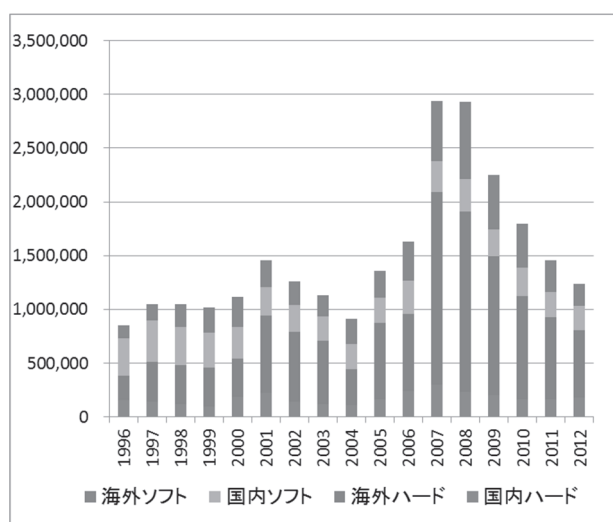


図 5：ハード・ソフト別家庭用ゲーム総出荷金額規模（縦軸：百万円）（出典）CESA ゲーム白書

また、オンラインでのゲーム配信が拡大するなか、特に、パッケージ販売後の運営サービスを含んだビジネスモデルの普及が見られ、2012 年の日本のオンラインゲーム市場規模（約 1,421 億円）のうち約 8 割が運営サービスによる売上であった（図 6）。

近年成長が顕著であったソーシャルゲームに関しては、いわゆる「コンプガチャ」が景品表示法上で禁止される行為に該当する場合があるとの考え方が公表された。2012 年 11 月には、プラットフォーム事業者を中心とした一般

社団法人ソーシャルゲーム協会が設立され、ゲームの利用環境の整備等に向けた取組が開始されている。

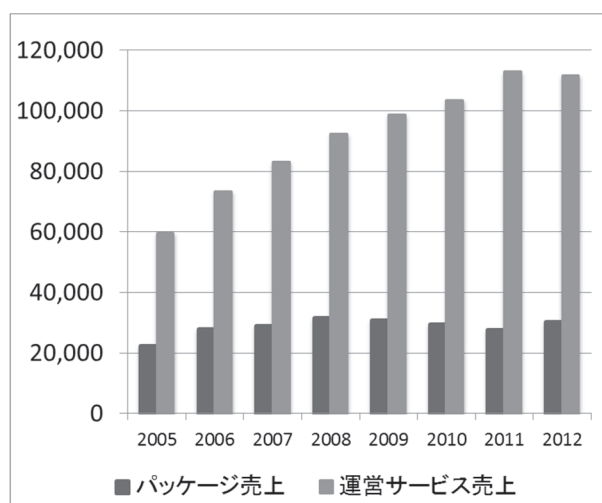


図 6：国内オンラインゲーム市場の推移（縦軸：百万円）
（出典）日本オンラインゲーム協会オンラインゲーム市場調査レポート

（オ）マンガ産業

2012 年のマンガ産業（コミックス+コミック誌合計）推定販売金額は約 3,766 億円である。コミックスは 2 年連続のマイナスとなり、ピークである 2005 年の 2,602 億円から、約 15%減となった。また、コミック誌は 17 年連続のマイナスとなり、マンガ産業の市場規模は、右肩上がりで推移していた 1996 年以降、17 年間で最低の金額に落ち込んだ（図 7）。加えて、返品率についても 2 年連続で悪化している。

一方、電子書籍市場は、電子コミック市場が全体を牽引してきた。2012 年度の電子コミック市場規模は 574 億円と推計され、2011 年度の 492 億円から 116.7%拡大した。スマートフォンやタブレット端末の普及とともに、急速にコンテンツ数が増加し、電子書籍市場は拡大傾向にある（図 8）。

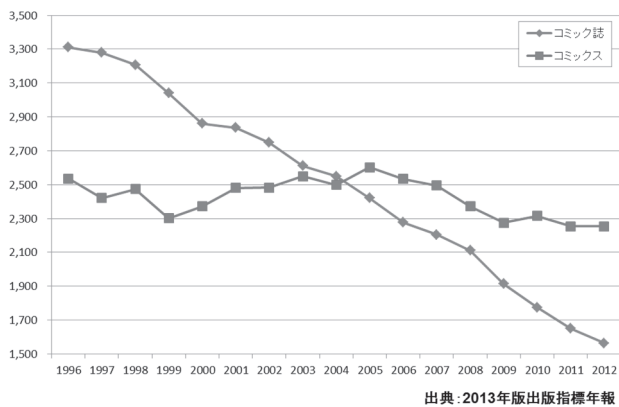


図7: コミックスとコミック誌の推定販売金額推移 (出典) 2013 年版出版指標年報

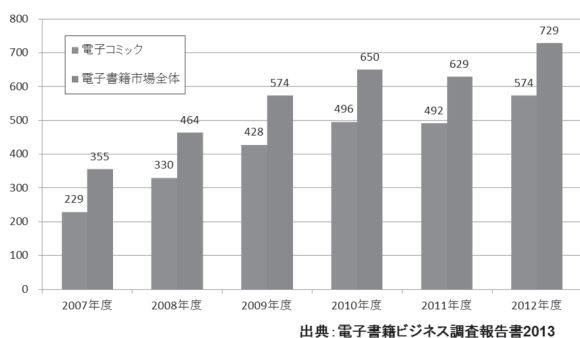


図8: 電子書籍の市場規模の内訳 (出典) 電子書籍ビジネス調査報告書 2013

(2) コンテンツ産業施策

(ア) 海外展開支援

我が国コンテンツ産業市場は約 12 兆円 (世界 2 位)。海外での人気は高いが、輸出比率は米国の約 3 割程度であり、海外市場開拓の余地は大きい。この状況を踏まえ以下の施策を実施した。

(A) 「コ・フェスタ (JAPAN 国際コンテンツフェスティバル)」の開催

2007 年度に「コ・フェスタ (JAPAN 国際コンテンツフェスティバル)」を創設。6 回目を迎える 2012 年度は、海外展開の足がかりの場として 18 のオフィシャルイベント、日本の各地で開催される 12 のパートナーイベントを通じ、我が国コンテンツを世界へ発信した。(図 9)

2012 年度は、新たな取組としてオフィシャルイベントのうち 4 つのコンテンツマーケットを同時開催し、異分野のコンテンツ産業関係者が、包括的・横断的にマーケット

に参加することで、業界の垣根を越えた新たなビジネス展開の創出を図った。

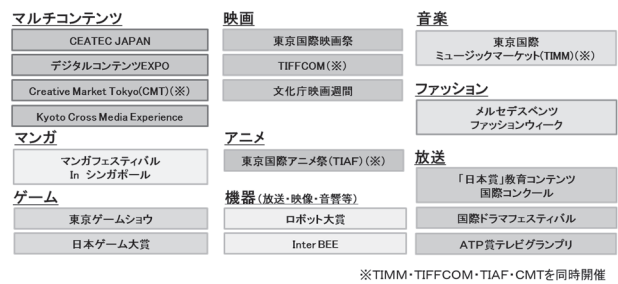


図9: コ・フェスタのオフィシャルイベント一覧

(B) ERIA映像コンテンツ産業研究プロジェクトの実施

アジア域内でのコンテンツ流通促進を目的として、国際研究機関「東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA)」の調査研究として、経済産業省からの提案により、2012 年から東アジア・ASEAN地域におけるコンテンツ産業の発展可能性・流通促進に関する研究プロジェクトを実施。具体的には、メンバー 8 か国 (日本、中国、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) のコンテンツ産業関連データ及び関連施策についての情報を収集し、雇用創出効果、周辺産業への経済波及効果等の分析を報告書にとりまとめた。

(C) 国際コンテンツビジネスにおけるプロデューサー人材の育成

我が国コンテンツの海外展開を推進するためには、バリエーション全体を統括できるプロデューサー人材の育成が不可欠であり、そのため、米国トップフィルムスクール (大学院) への留学支援を 2010 年から実施している。2012 年は第三者委員会による選考審査を経て 3 名の対象者に支援を実施した。

(D) 国際共同製作の推進

2011 年から文化庁が新たに創設した国際共同製作による映画の製作活動を支援制度 (文化芸術振興費補助金) と連携し、国際共同製作作品の認定基準の策定及び審査・認定機関を設置した。国際共同製作として 9 作品を認定し、うち申請のあった 4 作品 (劇映画 3 作品、アニメーション 1 作品) が補助対象作品として採択された。

(E) 海外からのロケ誘致を目指した取組

札幌市は総合特区制度を活用し、2011 年 11 月 22 日に内閣総理大臣より「札幌コンテンツ特区」として指定された。これは、規制緩和とインセンティブを組み合わせることにより、米国やアジアから映画等の大型ロケ撮影を誘致するとともに、域内でのコンテンツ制作・流通を促進することでアジアにおけるコンテンツ産業拠点都市とすることを目標としている。2012 年度には特区推進組織として「札幌映像機構」を設置し、関係省庁の協力のもと、ロケ撮影に係る手続の迅速化を図った。また、札幌市でのロケ撮影を加速させるため、札幌市における国際見本市の開催及び海外見本市への出展を行った。

(イ) 知財制度を活用する仕組みの整備

ネット上のコンテンツ流通に必要な権利処理の仕組みが未整備であり、また、海賊版の横行により、クリエイター等の制作現場が十分な対価を得られていない。この状況を踏まえ以下の施策を実施した。

(A) インターネット上の海賊版対策

世界各国において氾濫している我が国コンテンツの海賊版対策の徹底化を図るため、1) 海賊版取締対策の拡充・強化、2) 知財保護の重要性に関する認識向上、3) 正規版の流通環境整備を継続的に実施した。

2009 年 4 月、海賊版対策の強化に向け、映画、音楽、ゲーム、放送、アニメ業界が横断的に参加するコンテンツ海外流通促進機構（略称：CODA）が一般社団法人化。CJ マークを通じたパッケージの海賊版対策に加え、2011 年度から、オンライン上の海賊版対策を本格的に実施。特に被害が深刻な中国・韓国のウェブサイトを中心に、違法にアップロードされた映像コンテンツ及び出版コンテンツに対して削除要請通知を送付した（2012 年 4 月～2013 年 3 月までの映像コンテンツの累計削除数は 72733 件。削除率は 99.09%）。

(ウ) コンテンツ技術に関する取組

コンピュータ・グラフィックス（CG）や立体映像などのコンテンツ技術は、様々なコンテンツ創出の基盤。コンテンツ技術の高度化と普及を目指し、以下の施策を実施した。

(A) Innovative Technologies

コンテンツ産業の発展に大きく貢献することが期待される技術を表彰。86 件の応募の中から 20 件を採択し、コンテンツ技術の展示会であるデジタルコンテンツ EXPO で展示。

さらに、この中から、特にコンテンツ以外の産業分野への波及・応用の可能性が高い技術 4 件を特別賞として表彰。

(B) コンテンツ制作技術の基盤整備

コンテンツ技術の一分野である、CG・VFX（デジタル特殊効果）分野で国際競争力を向上させるためには、最先端のハードウェアや効率的に作業を行う工程等の環境整備が必要。

2012 年度は、有識者による研究委員会を開催し、クラウドサービスの活用に関する検討や、制作工程管理システムの活用に関して共通ルールとなる仕様を作成。

(エ) 東日本大震災からの復興・振興関連施策

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興・振興に向けて、以下の取組を実施。

(A) コンテンツ緊急電子化事業

東日本大震災における被災地域の持続的な復興・振興や我が国全体の経済回復を図ると同時に黎明期にある電子出版市場を活性化するため、書籍等の電子化費用の半額（東北関連書籍等については 3 分の 2）を補助するコンテンツ緊急電子化事業を実施した。この事業は主に東北地方の印刷会社を中心に書籍電子化事業への新規参入を促進するもので、88 社の制作会社が電子書籍事業に参画し、約 65,000 タイトルの出版物を電子化した。

1. 3. 日用品産業

(1) 業況

日用品産業は、家庭用設備機器、家具・身の用細貨、食器・台所用品、玩具・文具・スポーツ用品などを始めとする家庭用品や雑貨工業品を供給する日本の第 3 次的産業であり、国民一人ひとりに密接する重要な産業である。家庭用品製造地域は日本全国にまたがり、国内需要については、長期にわたるデフレーションの影響や、日本人の人口減少、生活スタイルの変化によって需要縮小の一途を辿っている。また、急激に進む円高や低価格で販売する中

国・韓国メーカーの台頭により、厳しい国際競争にさらされている。さらに、プラスチック製品等の原料となっている原油価格は上昇の一途にあり、経営の大きな圧迫要因になっている。

このような状況下、日本の日用品産業が生き残るには、内需を確実に取り込む他、海外需要を開拓していく必要がある。

そこで、平成 22 年度補正予算事業として、ものづくり中小企業者等の海外販路開拓の拡大を図るとともに、地域の製造産業の振興に寄与することを目的とした「平成 22 年度ものづくり事業者等海外販路開拓支援事業費補助金」を交付した。（交付実績 9 件、執行額 67,063 千円）

(2) 東日本大震災への対応

2011 年 3 月 11 日の東北地方を震源とした東日本大震災では被災地域への生活必要物資の調達を行った。

具体的には、経済産業省商務情報政策局日用品室が主に所管する物資であるガスこんろ、カートリッジボンベ、仮設トイレ仮設、カイロ、食卓用雑貨、防寒具等を業界との調整を行い、被災地への物資調達を依頼した。

従前から計画されていた対応方針は、一義的に自治体が調達し国が不足分を調達するものであったが、今回は自治体機能そのものが被災したため、国にて一括的に対応。内閣府が必要物資を受け、商務流通グループ参事官室を通じて経済産業省各局へ指示があり、原課から業界団体又は企業から直接調達を行うスキームとなった。なお、輸送手段については、国土交通省がトラック協会を通じて一括的に手配を行った。需要量の見込みが過大となる傾向があり、調達品のキャンセル等で混乱が見られたため、今後はこのような状況を防ぐための対策を検討していくことが必要である。

(3) 製品安全

(ア) 仏壇の表示に関する公正競争規約の策定について

仏壇販売に関して、主に仏壇の品質、広告内容に関する消費者からの相談・苦情が、消費者庁、都道府県の消費者相談センターや社団法人日本広告審査機構（JARO）等に寄せられ、仏壇業界における販売の適正化や表示基準の明確化が急務となっていた。

このような中、経済産業省は、仏壇販売取引の業界団体

である全日本宗教用具協同組合と全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会に対し、仏壇販売取引の公正化について依頼をしたところ、業界として、仏壇公正取引協議会準備委員会を設置する等、景品表示法に基づいた「仏壇の表示に関する公正競争規約」の策定が本格化した。

その後、経済産業省は、公正競争規約の策定及び公正取引協議会の設置の意義などを仏壇関連事業者への説明を目的とした「仏壇販売適正化に向けた全国説明会」を全国 6 地域で開催したほか、2011 年度においては、「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会」を開催し、消費者が安心して仏壇を購入のための表示基準について意見集約し、2011 年 5 月に報告書としてまとめた。

その後、景品表示法第 11 条第 1 項に基づき、仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会（代表 小堀賢一）から、2011 年 7 月に認定申請及び承認申請が行われ（2011 年 12 月変更申請提出）、2012 年 1 月に公正取引委員会及び消費者庁において、同規約案及び規則案についてのパブリックコメントが実施され、2012 年 4 月に規約の認定及び規則の承認がなされた。

(イ) ライター安全規制の導入

2009 年 11 月、東京都が「子どもに対するライターの安全対策」報告書を消費者庁及び経済産業省に提出し、12 歳以下の子どものライター遊びでの火災が多発しているため欧米と同様の規制導入を両省庁に求めた。

それを受けて、2009 年 12 月 15 日、経済産業省にて消費経済審議会製品安全部会を開催し、「ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて」を諮問及びワーキンググループを設置した。その後、2010 年 12 月 27 日、改正消安法施行令が施行され、2011 年 9 月 25 日、規制前製品の販売経過措置期間が終了した。

1. 4. 伝統的工芸品産業

経済産業省では、伝統的工芸品産業の振興を図ることを目的として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（1974 年 5 月 25 日制定）」（伝産法）に基づき各種支援策を実施している。「伝統的工芸品」とは、同法第 2 条に基づき、経済産業大臣が指定するものを指し、2012 年度末現在で 215 品目が伝統的工芸品の指定を受けている。

伝統的工芸品の生産額は、1980 年代には漸減傾向で推

移しつつも、年間 5,000 億円前後の水準が維持されていたが、国民の生活様式の変化やバブル景気崩壊後の長引く景気の低迷から、2011 年度には約 1,044 億円と激減している。このような状況下で、企業数、従業者数も減少を続けている。特に、若年従事者割合を見ると、2011 年度には 30 歳未満の従事者が占める割合は 5.4%で、後継者不足問題の深刻さを浮き彫りにしている。

このような現状にかんがみ、伝産法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき、各伝統的工芸品の産地の組合等が実施する、新商品開発・展示会等の需要開拓事業、後継者育成事業等の費用の一部を補助する事業（伝統的工芸品産業支援補助金）を実施している。2012 年度は、全国 74 の事業者に対して交付決定を行い、総額（交付決定額）は約 2.3 億円であった。また、伝産法に設立根拠を有する一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する、人材確保及び技術・技法等継承事業、産地指導事業、普及促進事業等の費用の一部を補助する事業（伝統的工芸品産業振興補助金）を実施している。2012 年度の執行額は約 5.5 億円であった。

2. 個別政策に関する主な動き

2. 1. 観光・集客関連産業

多様化・高度化する顧客ニーズに応じて、関連する事業者が業種横断・地域横断に連携し、付加価値の高いサービス提供等、地域独自の魅力づくりを行う産業群を「観光・集客サービス産業」として、需要の創出・拡大、生産性の向上の両面から重点的に施策を講じることとした。具体的に、2012 年度は以下の施策を実施した。

(1) 地域集客・交流産業活性化支援事業

国際競争力のある集客・交流産業を構築し、地域資源等を活用した環境整備することを目指し、2012 年度には 4 事業を採択した。人材育成のためのセミナーの開催やウェブページの多言語化による情報発信等、地域の新たな集客・交流サービス産業の創出・高付加価値等の取組において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援した。

(2) 展示会産業の国際化、活性化

我が国の展示会産業の国際化、活性化を推進するために

は、展示会の企画立案や運営ができる人材や、海外からの出展者や来場者を誘致できるような国際的観点で質の高い人材を育成することが重要である。このため、我が国の展示会産業における人材育成のため、我が国における展示会産業界の人材ニーズや諸外国における展示会産業の人材育成手法の調査・整理等を踏まえながら、展示会産業に携わる人材が身につけるべき能力について、教育コンテンツを確立した。